

会 計 細 則

(目 的)

第1条 本協会規約第6章第20条、会計の円滑な運用をはかるために定める。

(金銭出納事務)

第2条 事務局が統括する。

(収 入)

第3条 収入は次の通りとする。

- (1) 会費 一般団体は年間20,000円、学生団体は年間10,000円とする。
尚、期中に入会した団体も同類とする。また、期中の脱会した団体の会費は返還しない。
但し、天災地変、感染症等の事由により事業が1年間全て中止または一部中止となった場合は、
会費の一部を返還する。返還金額については常任理事会にて決定する。
納入期日は当期の4月1日から同月末日までとする。尚、期中で入会された団体の納入期日は、
入会を受理された日から原則として1ヶ月以内とする。
- (2) 寄付金 常任理事会の承認を得た後、受け付ける。
- (3) 本協会主催大会の参加料(除、周陽オープンテニストーナメント)
 - (a) シングルス 500円/人 ダブルス 1,000円/組
団体戦 2,000円/チームとする。
但し、学生団体の団体戦参加料は半額とする。
棄権者、失格者も参加料を納入しなければならない。
 - (b) 参加料の納入は次の通りとする。
事務局が各大会の参加者(棄権者、失格者を含む)を集計し、各加盟団体別に
当年度の参加料総額を算出し、内訳を添え総会開催までに加盟団体に請求する。
加盟団体は請求に基づき総会時に本協会へ納入する。

(支 出)

第4条 支出は次の通りとする。

- (1) 山口県テニス協会加盟費は、山口県テニス協会にて定められた金額とする。
- (2) 協会運営費は、以下の(a)～(f)とする。
 - (a) 大会運営費
 - ①本協会主催大会運営費は下記の通りとする。
コート使用料 実費とする。
運営補助費 5,000円(領収書は不要)
カップ代は140,000円で、年間一括購入とする。
各加盟団体のコートを使用した場合は、使用料の代わりに謝礼をする。
 - ②本協会主催試合の1位にカップを提供する。
 - (b) 山口県テニス協会会議(総会等)の参加費として、参加料及び交通費の金額は
5,000円/1回とする。
 - (c) 総会等の開催費
総会、常任理事会及び競技委員会等の開催とする。但し、交通費は支給しない。
 - (d) 通信事務費他
本協会運営上必要な通信費及び印刷費等とする。但し、大会運営上の通信事務費及び印刷等は
含まれない。
 - (e) 寄付金
常任理事会で検討し、総会で決定した後支払う。
 - (f) 大会の中止に伴う返還金
天災地変、感染症等の事由により事業が1年間全て中止または一部中止となった場合は、
会費の一部を返還する。返還金額については常任理事会にて決定する。